

特定施設に関する手続きの確認事項一覧（振動）

- 1 届出の詳細・・・1 ページ
- 2 対象施設・・・・・・5 ページ
- 3 指定地域及び規制基準・・・・6 ページ

1 届出の詳細

特定施設設置の届出	
届出様式	様式第 1 特定施設設置届出書
手続根拠	振動規制法第 6 条第 1 項
手続対象者	指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者
提出時期	特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前まで
提出先	諏訪市役所 環境課
部数	正本 1・副本 1
添付書類	①特定工場等及び周辺の見取り図 ②特定施設の配置図 ③振動の防止の方法 ④特定施設の使用の方法 ⑤可能であれば特定施設の仕様書の写し

指定地域変更・規制対象変更の際の経過措置としての届出	
届出様式	様式第 2 特定施設使用届出書
手続根拠	振動規制法第 7 条第 1 項
手続対象者	1. 新たに指定地域になった地域において、指定以前から特定施設を設置している場合（設置の工事をしている者を含む） 2. 既設の施設が新たに特定施設として規制対象となった場合
提出時期	当該地域が指定地域となった日又は当該施設が特定施設となった日から 30 日以内
提出先	諏訪市役所 環境課
部数	正本 1・副本 1
添付書類	①特定工場等及び周辺の見取り図 ②特定施設の配置図 ③振動の防止の方法 ④特定施設の使用の方法 ⑤可能であれば特定施設の仕様書の写し

特定施設の種類及び能力ごとの数、使用方法の変更の届出	
届出様式	様式第 3 特定施設の種類及び能力ごとの数、使用方法変更届出書
手続根拠	振動規制法第 8 条第 1 項
手続対象者	1. 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加する場合 2. 特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴う場合 3. 特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴う場合
提出時期	工事開始日の 30 日前まで
提出先	諏訪市役所 環境課
部数	正本 1・副本 1
添付書類	①特定工場等及び周辺の見取り図 ②特定施設の配置図 ③振動の防止の方法 ④特定施設の使用の方法 ⑤可能であれば特定施設の仕様書の写し

振動防止の方法の変更の届出	
届出様式	様式第 4 振動の防止の方法変更届出書
手続根拠	振動規制法第 8 条第 1 項
手続対象者	特定施設設置又は特定施設使用の届出をした者で、振動の防止の方法に変更があった場合（ただし特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合を除く）
提出時期	工事開始日の 30 日前まで
提出先	諏訪市役所 環境課
部数	正本 1・副本 1
添付書類	①特定工場等及び周辺の見取り図 ②特定施設の配置図 ③振動の防止の方法 ④特定施設の使用の方法 ⑤可能であれば特定施設の仕様書の写し

氏名、所在地等の変更の届出	
届出様式	様式第 6 氏名等変更届出書
手続根拠	振動規制法第 10 条
手続対象者	1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更をする場合 2. 工場又は事業場の名称及び所在地（住所表記等）の変更をする場合
提出時期	変更のあった日から 30 日以内
提出先	諏訪市役所 環境課
部数	正本 1・副本 1
添付書類	なし

特定施設の廃止の届出	
届出様式	様式第 7 特定施設使用全廃届出書
振動	振動規制法第 10 条
手続対象者	全ての特定施設を廃止する場合
提出時期	廃止した日から 30 日以内
提出先	諏訪市役所 環境課
部数	正本 1・副本 1
添付書類	なし

特定施設の承継の届出	
届出様式	様式第 8 承継届出書
手続根拠	振動規制法第 11 条
手続対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定施設の設置又は使用の届出をした者から特定施設の全てを譲り受け又は借り受けた場合 2. 特定施設の設置又は使用の届出をした者について相続、合併又は分割により全て承継した場合
提出時期	承継のあった日から 30 日以内
提出先	諏訪市役所 環境課
部数	正本 1・副本 1
添付書類	なし

2 対象施設

振動規制法に基づく特定工場等の規制対象(法第2条、施行令第1条)

1	金属加工機械	
	イ	液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	ロ	機械プレス
	ハ	せん断機(原動機の定格出力が1kw以上のものに限る。)
	ニ	鍛造機
	ホ	ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る。)
2	圧縮機(一定限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)	
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	
5	コンクリートブロックマシーン(原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限る。) 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。)	
6	木材加工機械	
	イ	ドラムバーカー
	ロ	チップパー(原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。)
7	印刷機械(原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。)	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のものに限る。)	
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)	

3 指定地域および規制基準

指定地域	時間区分	昼間	夜間
	用途地域区分	午前 7 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 7 時まで
第 1 種	第一種低層住居専用 第二種低層住居専用 第一種中高層住居専用 第二種中高層住居専用 第一種住居 第二種住居 準住居	65db	60db
	近隣商業 商業 準工業 工業	70db	65db
	工業専用	指定地域外	
<p>1 規制基準とは、特定工場等において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。</p> <p>2 振動の測定方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。</p> <p>イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所</p> <p>ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所</p> <p>ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所</p>			

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が 10db 未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3db	3db
4db	2db
5db	
6db	1db
7db	
8db	
9db	

3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値とする。

4 第 1、2 種区域内の学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内の規制基準値は、各基準値から 5db 減じた値とする。